

令和 4 年 10 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 10 月 25 日 (火) 午後 1 時 40 分～午後 2 時 42 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による計画変更申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

8 番 金 子 昇

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 福島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 10 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ごさいません。また、遅れてくる委員もごさいません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半

数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 10 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 10 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1 番：鈴木 伸一 委員」と「4 番：岩崎 十三江 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番及び番号 2 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号 1 番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
番号 2 番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
以上、2 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号 1 番

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番につい

て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
会 長

続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号
会 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番及び番号2番

(申請人、土地の表示等の説明)

番号1番。申請理由、現在、市内の持家にて生活していますが、老朽化のため自己の住宅を建て替えたく申請するもの。

番号2番。申請理由、日当たりが良く、平坦で安全性が高い申請地に、雑草予防のため、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

事 務 局

番号1番について補足説明をさせていただきます。地図の1と別添の補足資料をご覧ください。地図1上では申請地に接する道が確認出来ませんが、申請地の西側隣接地である〇〇、〇〇氏が所有する土地の一部を分筆し、接道として利用する予定となっております。接道予定部分については、分筆登記を法務局へ申請中であり、今週中には登記が完了する見込みです。また接道予定部分について、現在駐車場として利用されていますが、〇〇氏が通路として利用する旨の承諾書を頂いております。

番号1番
会 長

番号1番の案件について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の1番をご覧ください。〇〇の市道を南へ700メートルほど直進した左手側が申請地です。〇〇の北側となります。申請地については接道が担保されるのであれば何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長 番号2番の案件について、大間々12区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の2番をご覧ください。〇〇の二股の信号を左へ進みます。信号から300メートルほど進んだ左手側が申請地です。〇〇の北側となります。現地を確認したところ、綺麗に草刈りをしてありまして正に畑という感じでした。問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番。こちらにつきましては、議案第4号番号4番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりましてお願いいたします。

番号2番。こちらにつきましては、議案第4号番号10番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりましてお願いいたします。

議案第4号

会 長

日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

始めに、4ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。申請理由、阿左美横断歩道橋架設工事に伴い、申請地を借り受け、大型クレーン・大型ダンプなどの作業機械を設置する作業用地といたし申請するもの。阿左美沼土地改良区。一時転用期間は令和4年11月1日～令和5年3月31日。

番号2番。こちらの申請につきましては、砂利採取に関する群馬県の許可申請及び風致地区に関するみどり市の許可申請が未提出で、他法令による許可見込みの判断ができないため、今回の議案には取り上げない事といたします。なお、申請代理人にはその旨、了解を得ております。

番号3番。申請理由、現在、市内にて不動産業を営んでいますが、交通の便が良く閑静で住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第6工区。

以上、2件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長

番号1番の案件について、笠懸3区の担当委員よりご説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の5番をご覧ください。〇〇の〇〇の手前に新しく歩道橋が出来ました。その隣接地が申請地となります。田んぼに泥が現在置いてあります。それを令和5年3月31日までに全て撤去し田んぼに戻すとのこと。何ら問題はないかと思えます。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は農用地区域内にある農地です。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長 番号3番の案件について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、田村です。地図の7番をご覧ください。〇〇から〇〇の側道を桐生方面へ100メートルほど進みます。細い道を北上し50～60メートル進んだ十字路の角の右手側に申請地があります。雑草は多少生えておりましたが周囲には住宅街もありまして、特段問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 5ページの番号4番から番号8番を説明します。

番号4番から番号8番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。こちらにつきましては、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請でありますので、3ページの番号1番をご覧ください。

番号1番。申請理由、平成13年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に一般住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。平成13年6月18日5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。

5 ページ、議案第 4 号番号 4 番をご覧ください。

番号 4 番。申請理由、現在、市外にて生活をしていますが、妻の父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第 5 条計画変更同時申請。

番号 5 番。申請理由、現在、金型設計・製作業を営んでいますが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号 6 番。申請理由、現在、不動産業を営んでいますが、申請地を買い受け、資材置場として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 11 工区。

番号 7 番。申請理由、現在、市内にて妻の両親と同居していますが、妻の母より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 4 工区。

番号 8 番。申請理由、現在、市内にて親と同居していますが、親より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

以上 6 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議案第 3 号番号 1 番、番号 4 番

会 長 議案第 3 号番号 1 番及び番号 4 番について、笠懸 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 3 番をご覧ください。〇〇、〇〇から〇〇へ向かっていきます。〇〇の南側の土手下に信号機があります。信号を南下します。〇〇の駐車場を北上し 20 メートルほど進み、右手側が申請地となります。現地を確認したところ少し草が生えている程度で問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第 3 号番号 1 番及び番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 3 号番号 1 番及び番号 4 番について採決をいたします。議案第 3 号番号 1 番及び番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 3 号番号 1 番及び番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

会 長 番号 5 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 8 番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を北上します。1 つめの信号を過ぎてすぐ左手側が申請地となります。申請地は道路と工場に挟まれた畑となります。雑草は生えておりますが北側には住宅があり、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

会 長 番号 6 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 9 番をご覧ください。〇〇の〇〇の踏切の北側を西へ 230 メートルほど直進します。十字路を南へ 150 メートルほど進んだ北側が申請地となります。周囲は宅地と道路であり何ら問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

会 長 番号 7 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 10 番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を北上します。信号を超えて 1 つめの十字路を西へ向かいます。2 つめの十字路の南側が申請地となります。何ら問題はないかと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

会 長 番号 8 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 11 番をご覧ください。〇〇の西側の道を挟んだ向かい側の一面が申請地です。南側は宅地が西へ向かって広がっており、何ら問題はないかと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

事務局 6ページの番号9番から番号12番を説明します。

番号9番から番号12番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号9番。申請理由、現在、市外にて不動産業を営営していますが、閑静で住宅地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号10番。こちらにつきましては、議案第3号番号2番との農地法第5条計画変更同時申請でありますので、3ページの番号2番をご覧ください。

番号2番。申請理由、昭和45年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に建売住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。昭和45年12月22日5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。大間々用水土地改良区第1工区。

6ページ、議案第4号番号10番をご覧ください。

番号10番。申請理由、現在、県外にて不動産業を営営していますが、交通の便が良く閑静で住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。大間々用水土地改良区第1工区。

番号11番。申請理由、現在、現住所に居住していますが、申請地を譲り受け、住宅の敷地を拡張したく申請するもの。桐原822-1宅地357.85㎡と一体利用。

番号12番。申請理由、現在、市内にて不動産業を営営していますが、立地条件に比較的恵まれた申請地を買い受け、建売分譲住宅の敷地を拡張したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。桐原833-15宅地270.59㎡と一体利用。

以上5件の審議について、よろしく願いいたします。

番号9番

会 長

番号9番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の12番をご覧ください。〇〇の信号を東へ300メートルほど向かいます。〇〇の斜向かいの路地に入って20メートルほど進んだ左手側が申請地となります。申請地は2～3年前まで老夫婦が耕作していましたが近年は耕作できないので宅地化するという話を近所の方にしていたそうです。それ以降その話は立ち消えとなっていたそうです。草は生えておりますが周囲は住宅地であり、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

議案第3号番号2番、番号10番

会 長

議案第3号番号2番及び番号10番について、大間々10区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員

10番、深澤です。地図の4番をご覧ください。〇〇の西門を背にして100メートルほど北上した左手が申請地です。砂利が入っており草も生えていましたが、昭和45年に5条許可を取得しているということで致し方ないかなと思います。問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農

条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第 3 号番号 2 番及び番号 10 番につきまして、ご意見等
ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 3 号番号 2 番及び番号 10 番について採決をいた
します。議案第 3 号番号 2 番及び番号 10 番について可決することに異議はありま
せんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 3 号番号 2 番及び番号 10 番の申請は可決いたし
ます。

番号 11 番

会 長 番号 11 番について、大間々 12 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 13 番をご覧ください。〇〇の二股の信号を〇〇に曲がっ
て北東に 300 メートルほど向かいます。〇〇の角を西へ直角に曲がり 50 メートル
ほど進みます。路地に入って 50 メートルほど直進した突き当たりが申請地です。
擁壁の下の細い畑ですが、作物が埋まっており、何ら問題ないと思います。慎重
審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地
化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画
により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農
条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番につ
いて可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

番号 12 番

- 会 長 番号 12 番について、大間々 12 区の担当委員より説明をお願いします。
- 10 番委員 10 番、深澤です。地図の 14 番をご覧ください。地図 13 で説明した申請地のすぐ北側となります。申請地の東側には石垣が積まれており低くなっています。分譲地と道の間の細い部分ですが、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

- 会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 今回は新規設定が 2 件、再設定が 6 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
新規設定 2 件の地積合計は、3,574 m²となります。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番、番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 1 番、番号 2 番について採決をいたします。番号 1 番、番号 2 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)

- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番は可決いたします。
- 事 務 局 再設定 6 件の地積合計は、12,742 m²となります。
以上 6 件の審議について、よろしく願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 6 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 6 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番は可決いたします。
- 会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 4 年 10 月度農業委員会を閉会します。
- 閉会時刻 令和 4 年 10 月 25 日 午後 2 時 42 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

1 番委員

.....

4 番委員

.....